

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年12月2日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区本庁舎等整備に係る移転業務等委託

(2) 目的

本業務は、世田谷区の新庁舎建設に伴う、庁舎内の物品、文書、OA機器等の既存庁舎等への移転について、綿密な移転計画の策定とこれに基づく細やかな調整及び効率的な作業により、行政サービスの提供に影響を及ぼすことなく、円滑に遂行することを目的とする。

(3) 業務内容

①移転計画策定業務

- ア「業務計画書」の作成
- イ 現状調査
- ウ「移転什器・物品・機器リスト」の作成
- エ レイアウト図の修正
- オ「不要備品・什器活用計画書」の作成
- カ「養生計画書」の作成
- キ「移転スケジュール」の作成
- ク「移転作業実施計画書」の作成

②移転業務

- ア 移転準備業務
- イ 移転支援業務
- ウ 施設の養生
- エ 移転対象物品の搬送・設置（固定等含む）
- オ 移転作業終了後の作業現場の清掃、開梱資材の回収
- カ 不要備品・什器の搬出

(4) 履行期間

契約日から令和5年3月末日まで（予定）

(5) 提案限度価格

令和2年度：61,975千円（消費税込み）

翌年度以降の提案限度額は、令和3年度22,266千円程度、令和4年度45,249千円程度を予定している。

2 プロポーザルに参加できる者の資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書の提出日を基準日として、次の（１）から（７）までの要件を全て満たす者とする。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
- （２） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける世田谷区競争入札参加資格を有する者であること。
- （３） 世田谷区指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- （４） 会社更生法第１７条第１項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第２１条第１項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- （５） 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。
- （６） 貨物自動車運送事業法に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を取得していること。
- （７） 過去５年（平成２６年４月１日から参加表明書提出日まで）の間に業務が完了した同種業務について、元請としての受託実績を有すること。

【同種業務】

１案件につき、勤務者数５００人以上の官公庁の庁舎又は民間事業所の移転計画策定及び移転業務

3 審査の進め方

受託候補者の選定は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、業務提案書やヒアリング等による審査を踏まえて実施する。

（１） 審査方法

①実績評価

- ・ 参加資格の確認をした上で、提案者の実績の観点から客観的評価を行う。なお、参加資格が確認できなかった参加者については審査を行わず、別途結果を通知する。
- ・ 参加者資格の確認後、速やかに結果を参加者全員に通知する。提案評価の対象とした業者には、業務提案書等を期限内に提出することとして、ヒアリング日程等をあわせて通知する。

②提案評価（ヒアリング審査）

- ・ 審査実施予定日：令和２年１月３０日（木）
- ・ 提案書の内容について、配置予定の管理担当者及び実務担当者のヒアリングを実施し、審査する。
- ・ 審査会場、時間等の詳細については、提案評価対象者に別途通知する。

4 手続等

（１） 事務局

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整備担当課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号（世田谷区民会館 2 階）

電話：03-5432-2088 FAX：03-5432-3061

電子メールアドレス SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和元年12月2日(月)から令和元年12月16日(月)まで

②場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/002/d00183018.html>

イ 上記(1)にて窓口配布(土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書及び実績評価に係る書類等の提出期間、提出先及び方法

①提出期間

令和元年12月2日(月)から令和元年12月16日(月)まで

※受付時間は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

②提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提案評価に係る提案書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和元年12月20日(金)から令和2年1月20日(月)まで

※受付時間は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

②提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：下記の「本件に関する問い合わせ先」とおり
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。

《本件に関する問い合わせ先》

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整備担当課 担当 伊藤、緑、内野

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 (世田谷区民会館2階)

電話 03-5432-2088

FAX 03-5432-3061

E-mail SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp